
証券市場全体の事業継続計画（ＢＣＰ）整備のための取組みについて

日証協 平 18. 2. 14

本協会では、2月14日の自主規制会議及び証券戦略会議において、「証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画の整備のための取組みについて」を報告し、今後、本報告書で提言するＢＣＰフォーラムの立上げに向けて、本協会から証券関係機関各位に協力を働きかけることとされた。

同報告書は、昨年10月に、自主規制会議及び証券戦略会議の下部機関として「証券市場全体の事業継続計画に関する検討ワーキング」を設置し、災害又はテロなどの不測の事態が発生した場合を想定した、証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画について検討を行い、取りまとめたものである。

同報告書の骨子及び全文等は、それぞれ以下のとおりである。

証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な 事業継続計画の整備のための取組みについて（骨子）

平成18年2月14日
日本証券業協会

I. 証券市場全体のBCPの目標等

1. 証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制の整備
2. 適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制の整備

II. 想定すべき危機事象とその取組み

災害等の如何を問わず、市場慣行等が継続できなくなった場合を想定し、I.の目標に照らし取り組むべき課題を整理する。その上で、災害等ごとに、また、危機度合いに応じた対策を必要に応じて整理する。

III. BCPフォーラムによる継続的な検討

証券市場全体のBCPについて検討し、適宜必要な措置を講じるためには、米英の取組みを参考に、証券関係機関等で構成する証券市場全体のBCP検討フォーラム（以下「BCPフォーラム」という。）を設置することが必要である。

BCPフォーラムの構成は、概要別紙のとおり、証券市場BCP協議会、証券市場BCP実務者懇談会及び各専門部会の3段階とし、各機関ごとに証券関係機関等が幅広く参加して、証券市場全体的のBCPとして取り組むべき課題について、継続的な検討を行なう。

BCPフォーラムの運営は、日本証券業協会、証券取引所及び証券保管振替機構など、検討課題等に対応する既存の関係機関が担う。

IV. 証券市場の継続等に必要な取組み

1. 市場機能の継続、再開・復旧に必要な横断的なBCPの構築

災害等発生時における証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制の整備について、取引所取引、公社債市場及び取引所市場外取引等ごとに整理して検討する。

2. 証券市場インフラの連携等

証券取引所、保管振替機関、証券取引清算機関など清算又は決済に関連した各関係機関における証券市場の横断的なBCPへの取組みなどについて検討する。また、証券会社間の連携、証券会社のBCP構築の実情を把握し促進を図る。

3. 一時的に市場機能が失われた場合を想定した市場ルールの整備

災害等発生時における約定、清算及び決済について、また、災害等で顧客資産が毀損した場合などの特別措置について検討する。

V. 適時適切な情報の集約等に必要な取組み

災害等発生時において、緊急対策に係る通達等、証券関係機関等の業務継続の可否など適時適切な情報を集約・還元し、投資家などの市場参加者に広く提供する緊急連絡体制の整備を図る。

証券関係機関等の状況等を適時適切に把握できる掲示板を開設するとともに、投資家などの市場参加者に広く提供できる体制の整備を図る。

これらは、早急に着手し、平時から証券市場全体のBCP関連情報の集約等に活用する。

VI. 共同演習等の実施

証券市場の継続等に必要な取組み及び適時適切な情報の集約等について、証券市場全体のBCPの効果を検証するため、適宜共同演習等を実施する。

VII. 災害時における緊急対策本部の設置

災害等が発生し、証券市場において通常の市場機能が継続不可能となった場合を想定した、当該情報の集約・還元・提供、これに伴う状況判断とBCP発動に係る意思決定を担う災害時緊急対策本部の設置について、参画すべき機関や権能など明確な基準を検討する。

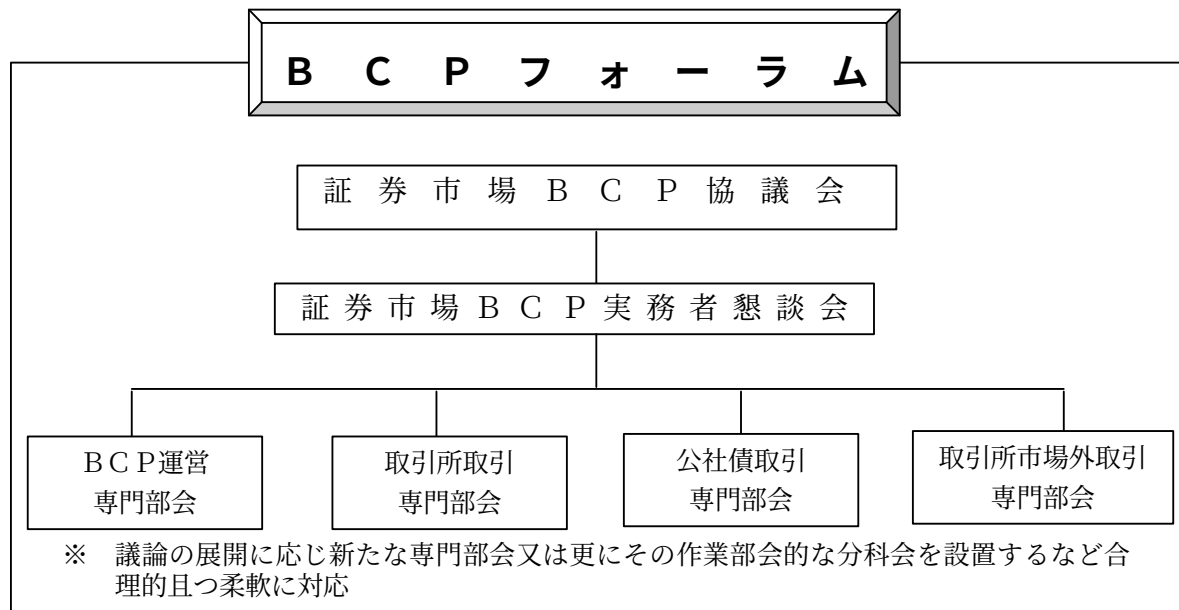
以 上

証券市場全体のBCPの整備について

平成18年2月14日

日本証券業協会

証券市場に係る機能の継続並びに一時停止した場合の再開・復旧又は代替する体制の整備及び適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制の整備を目標に、概要次のとおりBCPフォーラムを立ち上げ、証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画の整備を図る。



名 称	構成及び検討課題
証券市場BCP協議会	証券関係機関等の役員級で構成。BCPフォーラムを全面的に支援し統括する上位組織。
証券市場BCP実務者懇談会	専門部会長など各参加機関の部次長級で構成。各専門部会での検討について、証券市場BCP協議会に諮る前に、あらかじめ横断的に整理する必要がある場合の調整機関。
BCP運営専門部会	証券市場全体の情報集約・還元・提供に係る体制整備、電子掲示板の開設、共同演習等の実施、災害時緊急対策本部の設置などの検討
取引所取引専門部会	取引所取引に係る約定・清算、決済などの機能の継続・復旧等に係る横断的BCP及び情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討
公社債取引専門部会	公社債市場参加者の被災状況等に対応した推奨される市場慣行、BCPの発動基準、決定・発動手続等、情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討
取引所市場外取引専門部会	PTSを含む上場株券等の取引所有価証券市場外での取引を対象としたBCPの発動基準、情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討

証券関係機関等とは

日本証券業協会、証券取引所、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構、日本国債清算機関などの各関係機関、証券会社などの市場参加者、日本銀行及び金融庁

証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な 事業継続計画の整備のための取組みについて

平成18年2月14日
日本証券業協会
証券市場全体の事業継続計画
に関する検討ワーキング

中央防災会議が警鐘する首都直下地震及びその対策が法律により特別措置を講じている東海地震、東南海・南海地震、世界各地で発生しているテロ事件又は世界保健機構がその脅威を提唱する新型インフルエンザの流行など、我々の社会を取り巻く環境は、様々な危機に直面している。

現在、こうした危機に備え、先進諸国においては、広範に亘り事業継続計画の整備・促進が図られている。わが国証券市場においても、こうした潮流に逸することなく、通常の証券市場の運営及び市場慣行（以下「市場慣行等」という。）の継続が困難な状況に陥る事態を想定し、証券取引における約定、清算及び決済など重要な機能は、引き続き継続し又は早期再開・復旧するよう準備しておくなどの対応が不可欠と考えられる。

そのため、本ワーキングでは、証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画（以下「証券市場全体のBCP」という。）の整備に向け、証券市場全体として取り組むべき目標及びその達成に必要な主要課題について検討し、下記のとおり取りまとめたので、報告することとしたい。

記

I. 証券市場全体のBCPの目標等

証券市場全体のBCPを構築していくためには、証券市場全体として取り組むべき明確な目標が必要である。

そこで、災害等の発生により、最も懸念すべき社会的な混乱の原因を想定すると、証券取引における約定、清算及び決済の継続の可否及びこれらに関連する情報の混乱等が考えられる。

このため、証券市場全体のBCP構築における最終的な目標は、証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制を整備すること及び適時適切な情報の集約・還元・提供

を図る体制を整備することが適当と考えられる。

そこで、この二つを証券市場全体の緊急時事業継続計画の目標に掲げ、証券市場全体のBCPとして取り組むべき課題を整理してはどうか。

II．想定すべき危機事象とその取組み

市場慣行等の継続が困難となる災害等を想定すると、広域的な自然災害、テロ行為、大規模なシステム障害、SARS又はH5N1 亜型高病原性鳥インフルエンザなど感染症の蔓延など、様々なケースが考えられ、その対応も一様ではない。

また、これら様々な災害等がもたらす影響においても、施設・設備などが倒壊し機能不全となる場合、施設等に影響はなくてもシステム又はソフトが起動しないことにより機能不全となる場合、施設等もシステム等も被害はないが、人的資源（マンパワー）が不足し機能しない場合、更にはそれらが複合的に発生し機能不全に陥る場合などその危機事象も様々と想定される。

こうした様々な災害等ごとに、また、危機度合いに応じてBCPを構築することも考えられるが、証券市場全体且つ横断的に取り組む場合、まずは、災害等の如何を問わず、市場慣行等が継続できなくなった場合を想定して、前述の目標に照らし取り組むべき課題を整理してはどうか。その上で、必要に応じ災害等ごとに、また、危機度合いに応じた対策を整理してはどうか。

III．米英における取組みとわが国の対応

1．米英における市場横断的BCPへの取組み

米英においては、証券市場・証券業界全体のBCP推進のため、広範な関係者が連携して、概要次のとおり既に一定の成果を得ているようである。これらの取組みは、わが国における証券市場全体のBCP構築に当たり十分参考になるものと考えられる。

(1) 米国における取組み

米国においては、民間セクターとして、FSSCC（金融サービスセクター調整評議会）を中核に、SIA（証券業者協会）、TBMA（米国債券市場協会）、外為市場委員会、FIA（先物市場協会）及びSIAC（NYSE・AMEXのコンピュータシステム／ネットワーク運用共同子会社）が、それぞれの役割において、それぞれの参加者により、市場横断的なBCP構築のため、幅広い議論が行われている。また、公的セクターとして、FBIIC（財務省が議長）が、FRB、SEC及びTREASURY（財務省）等の公的機関を束ねる委員会として、金融市場に関する大統領のワーキング

グループの傘下に別途設置されている。

このように、米国では、主として民間機関が中心となり、既存の各機関の機能を合理的に活用し、証券・金融市場全体且つ横断的なBCPを検討する場が設置されており、BCPに関する情報交換を行っている。また、緊急事態発生時における対策として、関係者間の情報連絡体制や市場慣行など協議すべき事項等をあらかじめ定めるとともに、想定シナリオに基づく共同演習等又は証券取引所、清算機関等及び証券会社のバックアップ・システムとの接続テストなどを既に実施している。

(2) 英国における取組み

英国では、財務省、FSA及びBOE（イングランド銀行）の三者で組成された金融当局常設委員会（Tripartite Standing Committee）が中核となり、主として公的機関主導型で、市場全体のBCP構築に向けて取り組んでいる。

この金融当局常設委員会の下には、民間の意向も反映した実効性の高いプランを構築するため、CMBCG（3金融当局と主要金融機関のシニアレベルの会合）を配置するとともに、BOEが事務局を務めるMMLG（短期金融市場委員会）、FXJSC（外為市場委員会）、SLRC（債券貸出・レポ市場委員会）とFSA、取引所、清算機関が参加するMERLINが置かれ、専ら災害等で金融業界の健全な運営が困難となった場合に社会が受ける影響を想定し、それぞれの役割において、それぞれの参加者により市場横断的なBCP構築のため取り組むべき対策について幅広い議論が行われている。

英国では、市場横断的なBCP構築の目標として、市場機能の維持及び早期の復旧を掲げているようである。また、3金融当局では、緊急時における公的機関及び市場参加者間の情報通信手段として機能するウェブサイトの開設、市場横断的な共同演習等も行っている。

2. わが国の対応について

米英における市場全体のBCPの取組みを鳥瞰すると、官民連携し、米国ではFSSCC又はFBIICを、英国では金融当局常設委員会又はCMBCGを上位機関として設置するとともに、具体的な取組み及び検討については、各市場の特性に即した下部機関に委ねている。

最も機動的かつ直接的に活動しているこれら下部機関は、市場の特性又は機能に応じて設置された自主規制機関又は市場参加者団体であり、両国において市場慣行及び市場規制を制定し管理してきた既存の機関である。そして、

2001年9月11日に発生した米国同時多発テロを端緒に市場全体且つ横断的なBCP構築のため組成された機関は、これら下部機関を統括する上位機関であることがわかる。

そこで、わが国における証券市場全体のBCP構築に向けたグランドデザインについて、両国のこうした取組みを参考に模索すると、まず、市場横断的なBCPを具体的且つ効率的に検討していく場としては、市場慣行等を管理・運営している既存の関係機関が中心となり、市場の特性又は機能に応じたBCPについて、全体的且つ横断的な見地から検討を行ってはどうか。また、そうした検討を実効的なものとするためには、これら機関の活動を全体的に支援し統括する上位組織を組成する必要があると考えられる。

まずは、証券業界・証券市場を監理・運営する既存の関係機関が連携し、具体的には、日本証券業協会、証券取引所、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構、日本国債清算機関などの各関係機関、証券会社などの市場参加者、日本銀行及び金融庁など（以下「証券関係機関等」という。）幅広く参加・協力いただき、前述の上位組織等により構成するBCP検討フォーラムを立ち上げることが必要と考えられる。

更には、議論の進展に応じて、証券関係機関等以外の金融市場関係者又は行政など幅広い関係機関とも必要に応じて連携し、わが国の市場統制環境に最も適した全体的且つ横断的なBCP構築に向け取り組んでいくことが望ましいと考えられる。

IV．証券市場の継続等に必要な取組み

1．証券市場の継続、再開・復旧に必要な横断的なBCPの構築

災害等発生時における証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制の整備が必要である。

この課題の検討に当たっては、米英の事例を参照し、わが国の市場環境に照らしてみた場合、取引所取引又は店頭取引、店頭取引においては、公社債市場と取引所市場外取引等ごとに整理して検討することが適当と考えられる。

また、再開及び復旧に向けての「期間」については、必要に応じて検討することとし、検討する場合には「重要な機能」ごとに類型化して整理してはどうか。また、顧客の資金繰りに着目し、「再開・復旧」に代わる手立てとして代替手段の整備についても併せて検討することが考えられる。

(1) 取引所取引について

全国の取引所ごとに取組み状況が異なることから、一時的に取引が停止し

た場合における他市場との相互連携など、前述の目標に照らして、証券市場全体として取引所取引に係る重要な機能の継続又は再開・復旧等に必要な対策を検討してはどうか。

なお、取引所取引のBCP構築に当たり、一部において概ね次のような意見があった。

- ① 取引所機能の継続又は早期復旧に必要なバックアップシステムの整備、バックアップオフィス及び要員の確保等の体制整備を推進してはどうか
- ② 取引参加者が参加できない場合を想定した売買停止措置基準については改めて検討してはどうか
- ③ 事業継続が一時的に困難となった場合における他市場との相互連携を検討してはどうか

(2) 店頭取引について

店頭取引については、公社債市場及び取引所市場外取引等それぞれの特性に応じたBCPの構築が必要と考えられる。

① 公社債市場

公社債市場のBCPとしては、市場機能を維持継続するため、証券会社等市場参加者の被災状況等に対応した推奨される市場慣行を定め、災害発生時におけるBCPの発動基準及び決定・発動手続等について検討を行う必要があると考えられる。

② 取引所市場外取引等

上場株券等の取引所有価証券市場外取引等のBCPとしては、PTSでの取引を含む上場株券等の取引所有価証券市場外での取引の機能を維持継続するため、証券取引所及び会員等の被災状況等を把握するとともに証券取引所のBCPの発動状況に応じ、日本証券業協会が行うBCPの発動（取引状況の報告及び公表に係る運用体制の変更等）基準について検討を行う必要があると考えられる。

2. 証券市場インフラその他の連携等

証券市場全体のBCPをより強固にそして実務的に機能するものとするためには、市場規制等を管理・運営する観点以外に、概要次のとおり、証券市場インフラなどにも着目し一層の連携等について検討する必要があると考えられる。

(1) 証券市場のインフラ間の連携について

証券市場全体のBCPを整備するためには、証券取引所、保管振替機関、証券取引清算機関など清算又は決済に関連した各関係機関における横断的なBCPへの取組みも重要と考える。各関係機関における個々のBCPについては、それぞれ取り組まれているが、災害等発生時における証券市場全体のBCP構築の観点から、必要な連携又はそれぞれの役割に応じた措置などについて検討してはどうか。

なお、各関係機関での取組みに当たり、一部において概ね次の事項について検討してはどうかとの意見があった。

- ① 保管振替機関、証券取引清算機関におけるデータセンターのバックアップサイトの整備、参加者による情報の共有
- ② 金融機関・バイサイドとの連携等
- ③ 国（金融庁・内閣府中央防災会議等）、東京都災害対策本部（及びその他自治体）、指定公共機関との情報の共有等

(2) 証券会社間の連携等について

災害発生時における証券市場の全体的且つ横断的なBCP構築の観点から、例えば、同業者の地域横断的なグループ化などによる相互連携・相互補完のあり方など個社の枠組みを越えた連携のあり方について検討してはどうか。併せて、証券会社各社のBCP整備状況について定期的に調査するなど、各社におけるBCP構築の実情を把握するとともに適宜促進を図ってはどうか。

3. 一時的に市場機能が失われた場合を想定した市場ルールの整備

災害発生時における証券市場の全体的且つ横断的なBCPの構築に当たり、災害等発生時における証券取引に係る約定、清算及び決済、災害等により顧客資産が毀損した場合の受渡その他必要な特別措置のルール化について検討し、こうした措置を実際に適用する場合の条件又は手続きなど実施基準を含め、明確化する必要があると考えられる。

V. 適時適切な情報の集約・還元等に必要な取組み

証券市場全体のBCPとして、適時適切な情報の集約・還元・提供に必要な取組みとして、概ね次の体制等の整備について検討する必要があると考えられる。

1. 緊急連絡体制の整備

災害等発生時における関係省庁からの緊急対策に係る通達等、証券関係機関等における災害等の状況、業務継続の可否など、社会的混乱を抑制するため適時適切な情報を、一元的にあるいは市場毎に集約し、証券関係機関等に還元するとともに、投資家など市場参加者も含め広く提供できる体制の整備を図る。

２．災害状況等に係る掲示板の開設等

災害等発生時においては、電話、ファックス等が繋がりにくい事態になることが想定されることから、代替的な情報交換手段が必要になると考えられる。従って、災害等発生時において、証券関係機関等の状況等を適時適切に把握できる仕組みとして、それぞれの機関が適時書き込み更新できる手段（ウェブサイトの電子掲示板の開設等）を確保し管理し、証券関係機関等に還元するとともに、投資家など市場参加者も含め広く提供できる体制の整備を図る。

これら情報の集約・還元・提供に関しては、証券市場全体のBCPにおいて早急に着手すべき課題であり、平時から証券市場全体のBCP関連情報の集約等において活用することが考えられる。具体的な取組みに当たっては、情報管理及び新たなシステム構築など専門的な検討が必要と考えられる。

Ⅵ．共同演習等の実施

証券市場の継続等に必要な取組み及び適時適切な情報の集約・還元・提供について、証券市場全体のBCPとして、その効果を検証するため、適宜共同演習等を実施する必要がある。

実際に演習等を実施するに当たっては、演習等の目的及び方法など、米英における取組みを参考に、引き続き専門的な検討が必要と考えられる。

Ⅶ．災害時における緊急対策本部の設置

災害等が発生し、証券市場において通常の市場機能が継続不可能となった場合には、当該情報の集約・還元・提供、これに伴う状況判断とBCP発動に係る意思決定を担う災害時緊急対策本部の設置が必要と考えられる。

災害時緊急対策本部に求められる役割は、継続不能となった市場機能のレベルなどに応じて異なるものと考えられる。このため、米英における取組みなどを参考に、証券市場全体のBCPを検討する過程において、参画すべき機関及び授權される権能又は機能など、明確な設置基準を設ける必要があると考えら

れる。

Ⅷ．ＢＣＰフォーラムによる証券市場全体のＢＣＰの継続的な検討

証券市場全体かつ横断的なＢＣＰ構築のため取り組むべき課題は、以上のとおり多岐に亘っており、更に継続的に協議し、適宜必要な措置を講じていくことが必要である。

そこで、これらの取組みについて、証券関係機関等が連携して協議しコンセンサスを諮る機関を設置して、適宜必要な措置を講じていくことが不可欠と考えられる。

１．ＢＣＰフォーラムの構成

証券市場全体のＢＣＰについて検討し、適宜必要な措置を講じていくためには、証券関係機関等で構成する証券市場全体のＢＣＰ検討フォーラム（以下「ＢＣＰフォーラム」という。）を立ち上げることが必要である。

ＢＣＰフォーラムの構成を考えた場合、まずは、当該上位組織として、例えば、証券関係機関等の役員級をメンバーとする協議会（以下、「証券市場ＢＣＰ協議会」という。）を設置し、その下部機関として、市場の特性又は機能に応じて専門部会を設置してはどうか。また、各専門部会で議論を行った結果、それぞれの課題においてあらかじめ横断的に整理すべき事案がある場合を想定し、証券市場ＢＣＰ協議会に諮る前に、これらを調整し整理する検討の場として、例えば各専門部会長（及び副部会長又は各参加機関の部次長級）で構成する実務者懇談会（以下「証券市場ＢＣＰ実務者懇談会」という。）を設け、３段階による構成で運営していくことが考えられる。

証券市場全体的のＢＣＰ構築に当たっては、まず、各専門部会において課題毎に議論を行い、その結果に基づき必要に応じ証券市場ＢＣＰ実務者懇談会で調整・整理し、証券市場ＢＣＰ協議会に付議又は報告を行う。また、課題によっては、直接証券市場ＢＣＰ実務者懇談会で議論を行った上で、証券市場ＢＣＰ協議会に付議又は報告を行う体制としてはどうか。

２．専門部会

専門部会の設置及び検討課題については、Ⅳ．及びⅤ．における整理をもとに、例えば、次の専門部会等を設置して、喫緊の課題から順次取り組んではどうかとの意見があった。

(1) ＢＣＰ運営専門部会

証券市場全体の情報集約・還元・提供に係る体制整備、電子掲示板の開設、共同演習等の実施、災害時緊急対策本部の設置、その他証券市場全体

の B C P の運営について必要と思われる事項などを検討

(2) 取引所取引専門部会

取引所取引に係る約定・清算、決済などの機能の継続・復旧等に係る横断的 B C P 及び情報の集約・還元・提供を図る体制の検討について、また、一時的に市場機能が失われた場合を想定した市場ルールの整備などを検討

(3) 公社債取引専門部会

公社債市場参加者の被災状況等に対応した推奨される市場慣行、B C P の発動基準、決定・発動手続等及び情報の集約・還元・提供を図る体制について、また、一時的に市場機能が失われた場合を想定した市場ルールの整備などを検討

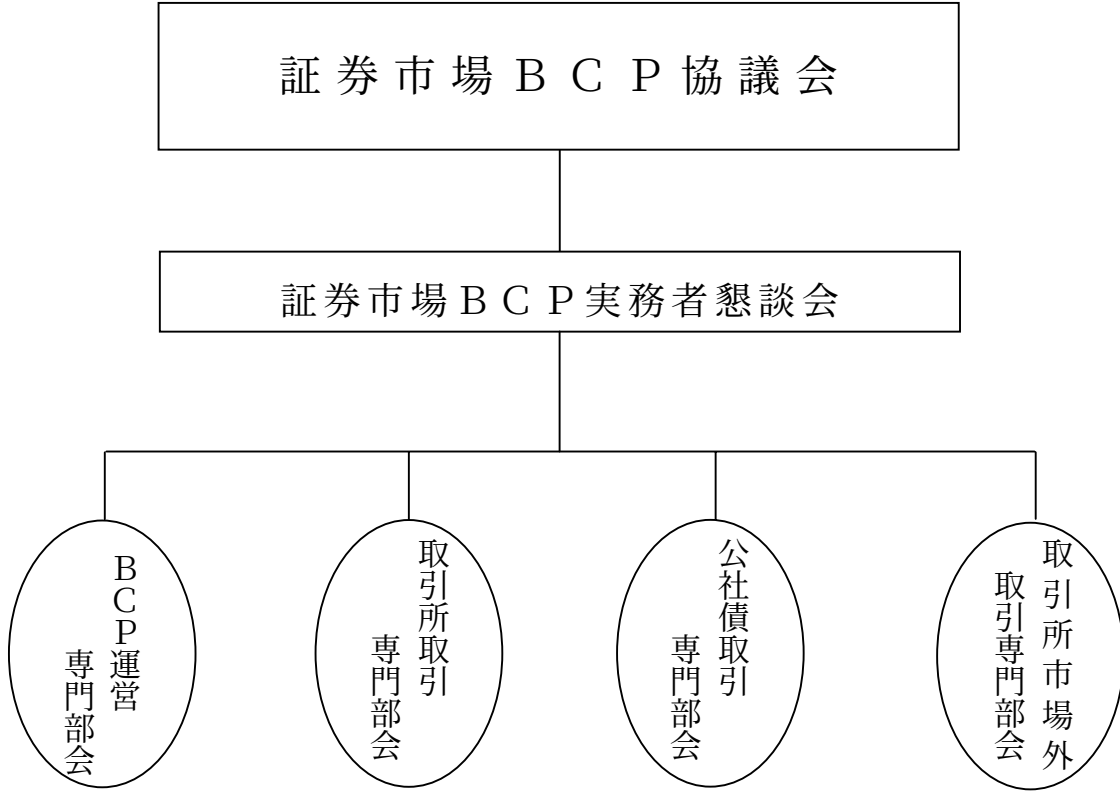
(4) 取引所市場外取引専門部会

P T S を含む上場株券等の取引所有価証券市場外での取引を対象とした B C P の発動（取引状況の報告及び公表に係る運用体制の変更等）基準及び情報の集約・還元・提供を図る体制について、また、一時的に市場機能が失われた場合を想定した市場ルールの整備などを検討

これら専門部会を当面の核とし、その運営に当たっては、日本証券業協会のほか証券取引所、証券保管振替機構など、検討課題に対応する既存の関係機関が担ってはどうか。また、今後の議論の展開に応じ専門部会又は更にその作業部会的な分科会を新設することも考えられる。なお、その対策が具体的な検討のなかで、法律により特別措置が講じられた東海地震、東南海・南海地震への対策については、指定地域内にある証券関係機関等、災害対策本部及び指定公共機関などが連携し検討する必要があるのではないかとこの意見があった。

以 上

証券市場全体のBCP検討フォーラムのイメージ



※ 議論の展開に応じ新たな専門部会又は更にその作業部会的な分科会を設置するなど合理的且つ柔軟に対応

名 称	構成及び検討課題
証券市場BCP協議会	証券関係機関等の役員級で構成。BCPフォーラムを全面的に支援し統括する上位組織。
証券市場BCP実務者懇談会	専門部会長など各参加機関の部次長級で構成。各専門部会での検討について、証券市場BCP協議会に諮る前に、あらかじめ横断的に整理する必要がある場合の調整機関。
BCP運営専門部会	証券市場全体の情報集約・還元・提供に係る体制整備、電子掲示板の開設、共同演習等の実施、災害時緊急対策本部の設置などの検討
取引所取引専門部会	取引所取引に係る約定・清算、決済などの機能の継続・復旧等に係る横断的BCP及び情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討
公社債取引専門部会	公社債市場参加者の被災状況等に対応した推奨される市場慣行、BCPの発動基準、決定・発動手続等、情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討
取引所市場外取引専門部会	PTSを含む上場株券等の取引所有価証券市場外での取引を対象としたBCPの発動基準、情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討

証券関係機関等とは

日本証券業協会、証券取引所、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構、日本国債清算機関などの各関係機関、証券会社などの市場参加者、日本銀行及び金融庁